



A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

[A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ](#)

がいこくじんじゅうみん じゅうみんきほんだいちょうせいど

2 外国人住民の住民基本台帳制度とは

せいどがいよう

2-1 制度概要

これまで外国人の住居地登録は外国人登録により行われてきましたが、2012年7月9日に外国人登録法が廃止及び住民基本台帳法が改正され、日本人と同じように住民基本台帳に記載されることになりました。

これにより、外国人住民にも住民票が作成されることとなり、役所における手続きが簡単になります。

おも へんこうてん つぎ

主な変更点は次のとおりです。

- 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)の発行が可能になります。
- 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされます。
- 在留資格や在留期間の変更について、従来、入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が、入国管理局のみへの届出で済みます。
- 転入の届出、転居の届出など住民基本台帳法上の手続きを代理人へ委任することができます。